

令和6年 第3回森町教育委員会会議録

日 時：令和6年4月1日（月）15：00～

場 所：森町福祉センター（森町公民館） 1階 大会議室

出席委員：毛利教育長・三輪委員・長瀬委員・吉川委員・古川委員

出席者：坂田学校教育課長

藤嶋学校教育課参事

名生学校教育課参事

吉田学校教育課学校教育係長

西川学校教育課総務係長

須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長

加藤社会教育課社会教育係長

木村体育課長(兼)体育館長(兼)青少年会館長(兼)生涯学習課長

山谷生涯学習課生涯学習係長

葛葉体育課体育係長

敦賀森町学校給食センター長

石井学校教育課総務係主事

署名委員：三輪委員・長瀬委員

報告事項：報告第1号 人事異動等について

協議事項：議案第1号 森町文化財の指定について

議案第2号 森町立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

議案第3号 森町社会教育振興中期計画策定委員会要綱の一部を改正する要綱
の制定について

議案第4号 財産の取得について

（毛利教育長）

ただ今から令和6年度第3回森町教育委員会を開催いたします。会議に先立ちまして会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員に三輪委員と長瀬委員を指名いたします。よろしくお願いします。

教育長の主な行政報告ということで1枚開いて下さい。3月がメインになっていまして、3月の議会を経て、色々と新しい試みがありまして、12日、テレビに出ている佐藤麻美アナウンサーという方が砂原中学校を会場にして講話を開いたりしております。それから15日から始まる中小幼の卒業式・卒園式には皆さんにも参加していただきまして大変ありがとうございました。立派な式だったと話を聞いております。それから25日理事者と語る会、今年は50数名の女性協の方が集まりまして、町長と私と一緒に町のことを語っております。そして本日辞令交付等が始まっておりこののちもこのことについて触れたいと思い

ます。そして本日教育委員会を迎えております。

それでは報告第1号「人事異動等について」は秘密会といたします。よろしくお願いいたします。

以下、秘密会のため、議事録は公開いたしません

(毛利教育長)

協議事項に入ります。議案第1号「森町文化財の指定について」です。

(須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長)

それでは私の方から議案第1号「森町文化財の指定について」ご説明いたします。11ページをお開き願います。本案は青い目の人形「フランシス・ブラックニー」1体を森町指定文化財の指定登録を行おうとするものです。寸法等につきましては身長約40cm、セルロイド製となっております。特徴は昭和2（1927）年にアメリカの世界児童親善会より日本の小学校等に送られた約12,000体の「友情の人形」のうちの1体で、通称「青い目の人形」と呼ばれております。太平洋戦争の頃に多くの人形が処分され、現存する人形は300体ほどと言われておりますが、尾白内小学校の人形は、生徒や先生・地域の方たちが大切に保存しており、日本に到着した時の旅券や挨拶文、還暦や卒寿等のイベントを記録した資料も現存しております。12ページに森町文化財調査委員の見解、13ページに写真等の資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

(毛利教育長)

はい、ということで森町文化財のこの青い目の人形、一連のものなんですけれどもこれを指定したいということです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それではこれをもって指定の方向で進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長)

ありがとうございます。

(毛利教育長)

では続きまして議案第2号「森町立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正す

る規則の制定について」です。

(坂田学校教育課長)

議案第2号「森町立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則の制定」についてご説明いたします。16ページの新旧対照表をご参照願います。旅費の額について、森町職員の旅費に関する条例による旅費を準用する旨を追加する改正をするものです。この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(毛利教育長)

はい、皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、それでは議案第2号については皆さんのご同意を得ました。

次に議案第3号「森町社会教育振興中期計画策定委員会要綱の一部を改正する要綱の制定について」です。

(須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長)

はい、それでは議案第3号についてご説明いたします。本案は森町社会教育振興中期計画策定委員会要綱の一部を改正しようとするものでございます。新旧対照表にて説明いたしますので、資料19ページをお開き願います。第8条に「旅費については、森町職員に準ずる」という文言を追加し、別表(第8条関係)の町長旅費相当額、副町長旅費相当額という文言を削除しようとするものでございます。こちらは森町長等の給与に関する条例等の改正に伴いまして特別職、議会議員と同じ旅費額となることから処遇の改正を行うものです。施行日は令和6年4月1日となっております。説明は以上でございます。

(毛利教育長)

はい、おおもとの条例に基づいて整理したものです。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、要綱の制定についてを終わります。

続きまして議案第4号「財産の取得について」です。

(坂田学校教育課長)

はい、議案第4号「財産の取得について」ご説明いたします。財産を取得することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて議決を求めるものでございます。次ページをご覧ください。議会に上程する議案を添付しております。1 取得財産及び数量は、教師用指導書（小学校前期用）一式、2 取得の方法は、随意契約、3 取得の金額は10,147,940円、4 取得の相手方は、茅部郡森町字上台町241番地、有限会社マルイゲタ、代表取締役 村上正人でございます。次ページに見積合せ及び契約状況表を添付しておりますのでご参照願います。説明は以上です。

(毛利教育長)

はい、今年度から使うものですね。教師が持っている色々と細かい説明が書いてあるものです。高額なものですから、議会の議決を得るために教育委員会で諮っているというものでございます。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、ありがとうございます。それではこれで議案第4号を終わります。

その他ということで皆さんの方から何かございますか。無ければ事務局の方からお願いします。

(坂田学校教育課長)

はい、その他の部分で一つ、ご説明させていただきます。議決を経ない財産の取得についてというところでございます。先ほど議案第4号にてご説明したとおり、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条第1項の規定により、予定価格が700万円を超える財産の取得については、議会の議決が必要とされております。このたび、予定価格が700万円以上の財産の取得について、議決を経ずに契約している事例が判明いたしました。判明したきっかけとなったのは、2月28日開催の入札審査委員会において消耗品である教師用指導書の案件について審議した時、設計金額が議会の議決を要する額であったことから委員の中から疑義が生じたため、消耗品は議決が必要な財産の取得なのか調査したところ、他団体でも消耗品について議決を経ずに取得し、後に追認の議案提出している事例を多数確認しました。このため、町においても消耗品の位置づけについて検討した結果、議決が必要な財産の取得であるとの判断に至ったところであります。判明した事例につきましては、支出に関する書類の保存が義務付けられている平成25年度以降で、令和2年に購入した教師用指導書1件でござい

す。このような事態を招いた原因としましては、ひとえに消耗品は議決が必要となる財産の取得であるという認識がなかったことによるものです。今後の対応としましては、4月中にもう一度教育委員会を開催させていただき教育委員会において、令和2年度の財産の取得について追認の議案を議決いただき、4月下旬に開催予定の議会4月会議において、追認の議案を提出させていただきます。今後、このような事態を招くことがないよう対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(毛利教育長)

今回の指導書を購入するにあたって過去のものが判明したということで、今それを正式な形にするために追認していただく動きをしたいということでございます。大変申し訳ございませんでした。皆さんからはよろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それではその他事項が無ければ以上で森町教育委員会を終了します。ありがとうございました。